「世田谷区たばこルール」改正にあたっての考え方（案）

1　主旨

区は、平成 30 年（2018 年）に「世田谷区たばこルール」及び世田谷区環境美化等に関する条例（以下「条例」という。）を制定し、屋外の公共的空間での環境美化及び迷惑防止を促進することにより、区民の生活環境の向上を図っている。

条例では喫煙の定義を、「たばこに火をつけ、その煙を発生させること」とし、たばこの火及び煙による迷惑行為防止の観点から紙巻きたばこを規制対象、火をつけない加熱式たばこ（※１）は規制の対象外としてきた。

しかし近年、加熱式たばこが普及し、その煙（エアロゾル）による迷惑行為やポイ捨て行為が増えていることから、「喫煙する人としない人が相互に理解を深める」という世田谷区たばこルールの趣旨に沿って、「世田谷区たばこルール」の対象に加熱式たばこを含めることとし、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を改める。

**※１ 加熱式たばこ：たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、燃焼させず専用機器を用いて電気で加熱することで煙（エアロゾル）を発生させるもの。**

2　現状

（１）法令等による規制

①世田谷区たばこルール

東京 2020 大会を契機に、「喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが向上するまちづくりの実現」を目指し、区内全域の道路・公園を禁煙とする「世田谷区たばこルール」を策定した。

《世田谷区たばこルール》

（１）区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。
（２）区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。
（３）区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。
（４）事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。
（５）区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

併せて「世田谷区ポイ捨て防止等に関する条例」を一部改正し、「世田谷区環境美化等に関する条例」を制定し、平成 30 年（2018 年）４月に施行した（一部平成 30 年（2018 年）10 月施行）。

なお本条例は主としてたばこの火、煙による迷惑行為を防止する観点で規制を行っている。対象は紙巻きたばこであり、加熱式たばこは対象としていない（別紙１）。

②改正健康増進法（国）、東京都受動喫煙防止条例（都）

令和２年（2020 年）に改正健康増進法（以下「改正法」という。）と東京都受動喫煙防止条例（以下「都条例」という。）が全面施行され、望まない受動喫煙防止の観点から屋内は原則禁煙となっている。また、屋外に関しても、保育所、学校、病院、行政機関の庁舎等の敷地内は禁煙である。

改正法、都条例とも、紙巻きたばこ、加熱式たばこのほか、製造たばこ代用品（ハーブたばこやたばこの葉以外を使用した水たばこなど）も規制対象である。ただし、加熱式たばこの受動喫煙による健康影響が明らかになっていないことから、事業所や飲食店において加熱式たばこ専用喫煙室内であれば、喫煙しながらの飲食を可とするなど、紙巻きたばこと規制内容が異なっている（別紙２）。

（２）「世田谷区たばこルール」の運用における区の取組み

①指定喫煙場所の整備

「世田谷区指定喫煙場所整備指針」により指定喫煙場所の整備を進めている（現在区内４３箇所）。令和７年度より、民間設置喫煙場所への補助金を大幅拡充し、民間による整備の加速を図っている（別紙３）。

〈三軒茶屋指定喫煙場所〉

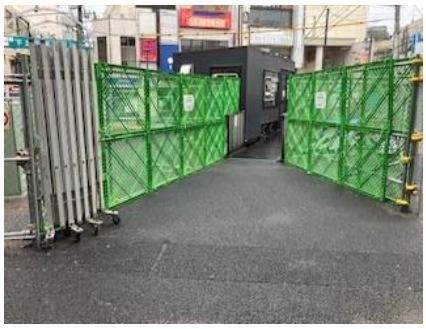

〈下北沢トレーラー１号・２号指定喫煙場所〉

〈世田谷公園指定喫煙場所〉

〈喜多見駅北口指定喫煙場所〉

②世田谷区たばこルールの周知、啓発、指導

都心区のように主として区外者を対象とするものでなく、区民を対象とする対策のため、罰則による規制ではなく、意識啓発によるマナー向上による良好な環境づくりを目指し、「世田谷区たばこルール」の周知、指定喫煙場所の整備、環境美化指導員による啓発及び指導を行っている（別紙４）

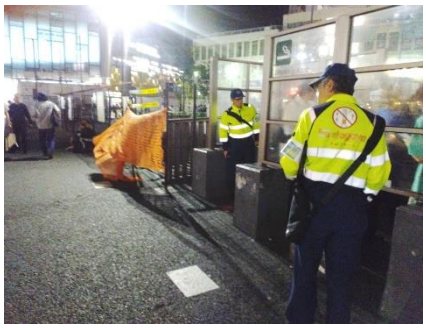

〈環境美化指導員による巡回指導〉

（３）路上喫煙及びポイ捨ての現状

①路上喫煙率（世田谷区路上喫煙調査）

区内路上喫煙率（※２）は、条例制定以降、継続して減少している。

※令和元年度：0.20％　→　令和６年度：0.08％（60％減）

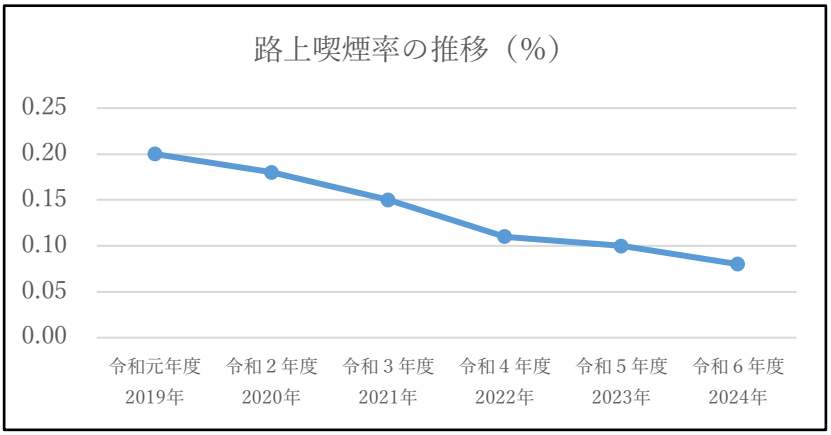


**※２　区内 14 駅周辺で、年４回、午前７時～8 時、正午～午後１時、午後７時～8 時の間に通過する全ての人数及び喫煙者を定点で計測し、通過者に占める喫煙者の割合を算出している。**

②吸い殻のポイ捨て（ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査（世田谷区実施））

吸い殻のポイ捨て数（※３）も、継続的に減少している。

※令和元年度：20,806 本　→　令和 6 年度：12,048 本　8,758 本減少（42.1％減）

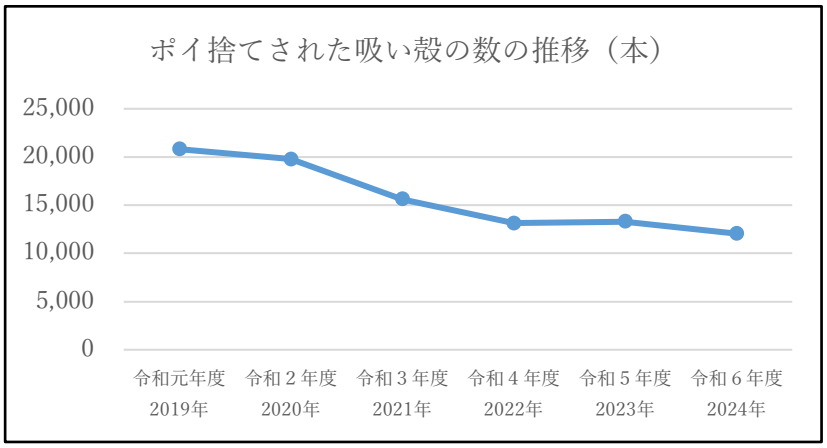


**※３　区内 14 駅周辺で年４回、各４時間調査を実施している。**

いずれの減少率も、喫煙者の減少率 5.4％（厚生労働省「国民健康・栄養調査」より算出）を上回っており、喫煙場所での分煙、啓発、指導等による「世田谷区たばこルール」の浸透の効果が一定程度出ていると見込まれる。

ただしポイ捨てに関しては、特に下北沢、三軒茶屋等の繁華街において商店街組織等による継続的な清掃活動により路上に放置されるごみが回収されていることも大きく、減少傾向にはあるものの、他のごみのポイ捨てと併せ、根本的な解決にはまだ遠い。

３　課題

（１）加熱式たばこの普及に伴うポイ捨ての増加

①加熱式たばこ喫煙者の増加

現在習慣的に喫煙している者が使用しているたばこ製品の種類のうち、加熱式たばこの割合が、男性 38.5%、女性 42.3%（令和 5 年）となっており、令和元年の調査と比較して、男性 11.3、女性 17.1 ポイント増加している。特に２０代～３０代では、加熱式たばこを習慣的に使用する者が紙巻きたばこを上回る。（厚生労働省「国民健康・栄養調査」）

また、令和６年８月に世田谷区が実施した、『「歩きたばこ」「ポイ捨て」に関するアンケート』によると、喫煙者に占める加熱式たばこ使用者の割合は 47.5%である。

②ポイ捨てされた吸い殻に占める加熱式たばこの増加

令和７年６月に世田谷区が実施した、「ポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査」によると、ポイ捨てされた吸い殻に占める加熱式たばこの割合は 29.1%である。数値調査は今回が初めてだが、紙巻きたばこの吸い殻に比して持ち帰りがしやすいにも関わらず、加熱式たばこの吸い殻、箱等のポイ捨てが近年急増している。

（２）加熱式たばこの煙（エアロゾル）による迷惑行為（受動喫煙等）の増加

①加熱式たばこの路上喫煙の増加

加熱式たばこ喫煙者の増加に伴い、喫煙場所以外での加熱式たばこ喫煙者に対する、お願いベースでの指導が増えている。加熱式たばこの煙（エアロゾル）による臭いや、受動喫煙のおそれに対する苦情もあるため、世田谷区たばこルールに沿った分煙をお願いしており、概ね理解されているが、中には条例に定めがないことを理由に拒否される例もある。

②医師会等からの指摘と要望

区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の６団体から、「加熱式たばこも健康に害があるというエビデンスが蓄積されている」という指摘があり、「受動喫煙防止の観点から、路上喫煙に関しても条例で規制すべきである」という要望が出されている。

（３）他区の状況

２３区中、２０区が加熱式たばこを規制の対象としている。

４　「世田谷区たばこルール」改正の考え方（案）

庁内の関係所管で検討を行い、以下のとおり「世田谷区たばこルール」改正の考え方を整理した。

（１）現状・課題認識と対応の考え方

①区内の路上喫煙率は毎年度低下しており、指定喫煙場所の整備や、環境美化指導員による啓発、指導による効果が出ている。

②一方で喫煙者に占める加熱式たばこの使用者は増加傾向にあり、加熱式たばこのポイ捨てなど、利用者の増加とともにその影響も徐々に大きくなっている。

③国の研究や調査結果で加熱式たばこの受動喫煙による健康への影響は明確なエビデンスが示されていないが、加熱式たばこのエアロゾルによる臭いや有害物質等による迷

惑行為（受動喫煙による健康影響のおそれも含む）が、加熱式たばこ喫煙者の増加とともに、相対的に大きくなってきている。

④現時点では、加熱式たばこも指定喫煙場所で喫煙する者がほとんどであり、「世田谷区たばこルール」が紙巻たばこ同様に守られている。しかしながら、今後さらに加熱式たばこ使用者が増えていくと見込まれる中で、条例における「たばこ」「喫煙」の定義を拡大し、明確な根拠を元に、加熱式たばこ使用者も含めて「世田谷区たばこルール」の徹底を図ることが望ましいと考える。

⑤併せて、地域の努力により大きくは顕在化していない吸い殻、ごみのポイ捨ての防止を図るため、「世田谷区たばこルール」に「ポイ捨て禁止」の項目を追加する。

（２）条例及び「世田谷区たばこルール」改正案

①世田谷区環境美化に関する条例（たばこおよび喫煙の定義の改正）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第２条第４号 | たばこ | 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 28 条第１号に規定するたばこをいう。 | 新設 |
| 第２条第８号 | 喫煙 | たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。 | 改正 |

②世田谷区たばこルール改正案（加熱式たばこの追加、ポイ捨て禁止の項目追加）

（１）区民等（区内に住んでいる人、働いている人、訪れる人）は、区内全域の道路、公園（身近な広場を含む）では、指定喫煙場所を除き喫煙をしてはならないものとします。

（２）区民等は、道路、公園以外の屋外で喫煙する場合には、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮することとします。

（３）区民等は、区内全域で喫煙禁止である道路、公園はもとより、それ以外の屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）においても、歩きたばこ（自転車乗車中を含む）はしないよう努めるものとします。

（４）事業者は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、適切な喫煙場所の確保等の環境整備、ルール周知の協力に努めるものとします。

（５）区は、道路、公園、公共の場所等に指定喫煙場所を整備するとともに、要件を満たす民間の喫煙場所を指定喫煙場所に指定します。

（６）区民等は、みだりに道路、公園、公共の場所等に吸い殻等（空き缶などのごみ類を含む）を捨ててはならないものとします。

※「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。

5　今後の取組み

（１）ルールの周知活動

①区のおしらせ、広報板、Ｘ等での周知

・区のおしらせやＸにより改正内容を事前告知するとともに、施行後も定期的に掲載する。

・周知用チラシを作成し、広報板への掲示や公共施設等に配架する。

②巡回指導・啓発の強化

・巡回指導件数やポイ捨てされた吸い殻のモニタリング調査結果を公表するなど、巡回指導員の認知度を向上させ、路上喫煙の抑制に繋げる。

・重点巡回地域を拡大する。

・周知用チラシの配布により啓発する。

③路面標示シート、電柱・ガードレール看板等での啓発

・新しいルールによる掲示物を作成し掲示する。

④商店街や商店街連合会への周知依頼

・商店街や商店街連合会、店舗や来客者に対する理解促進のため、チラシの掲示や配布を依頼する。

⑤せたがや Pay の活用の検討

・せたがや Pay 利用者に向けてポップアップ画面等で新着情報として情報提供する。

（２）指定喫煙場所の整備

①民間事業者の活用

・民間事業所と連携した指定喫煙場所の整備を推進する。

②指定喫煙場所設置費等補助金の利用拡大

・事業者向けのチラシを作成し、たばこ関連の事業者に依頼し配布する。

③喫煙場所マップの工夫

・ＷＥＢ上に喫煙所マップを作成し、２次元コードで案内する。

④加熱式たばこ専用喫煙所整備の検討

・民間事業者と連携した加熱式たばこ専用喫煙所の整備を検討する。

・公共施設にある指定喫煙場所の一部を、加熱式たばこ専用喫煙場所へ変更することを検討する。

6　今後のスケジュール（予定）

| | | |
|---|---|---|
| 令和８年 | ２月 | 令和８年第１回区議会定例会（条例案の提案） |
| | ７月 | 改正「世田谷区たばこルール」、改正条例の施行 |